



2026年3月27日

各 位

会社名 か っ こ 株 式 会 社
代表者名 代表取締役社長 岩井 裕之
(コード番号：4166 東証グロース)
問合せ先 執行役員経営管理担当 中沢 雄太
(TEL. 050-3647-4166)

譲渡制限付株式報酬としての新株発行に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、譲渡制限付株式報酬として新株発行（以下「本新株発行」といいます。）を行うことについて、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 発行の概要

<勤務継続型譲渡制限付株式>

(1)	払込期日	2026年4月24日
(2)	発行する株式の種類および数	当社普通株式 38,400株
(3)	発行価額	1株につき729円
(4)	発行価額の総額	27,993,600円
(5)	割当予定先	当社の取締役(※1) 4名 30,000株 当社の監査等委員である取締役3名 4,400株 当社の執行役員(※2) 1名 4,000株 ※1 監査等委員である取締役を除く。 ※2 取締役兼務者を除く。

2. 発行の目的および理由

当社は、2023年3月1日開催の取締役会において、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、「対象取締役」）に対して、当社の中長期的な企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えると同時に、業績拡大へのコミットメントを強化し、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的とする譲渡制限付株式報酬制度（以下、本制度Ⅰといいます。）の導入を決議しており、2023年3月25日開催の第12回定時株主総会において、譲渡制限付株式の付与に係る現物出資財産として、既存の金銭報酬枠とは別枠で、対象取締役に対して「勤務継続型譲渡制限付株式」について年額60,000千円以内の金銭報酬債権を支給すること、発行または処分（以下「交付」という。）される当社の普通株式の総数は「勤務継続型譲渡制限付株式」について年30千株以内とすること、および譲渡制限期間として「勤務継続型譲渡制限付株式」について交付日から当社の取締役、監査役、執行役員及び使用人のいずれの地位も喪失する日までとすることにつき、ご承認をいただいております。

続いて、2026年2月25日開催の取締役会において、当社の監査等委員である取締役（以下、「対象監査等委員」）に対して、当社の中長期的な企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えると同時に、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的とする、新たな報酬制度として、譲渡制限付株式報酬制度（以下、本制度Ⅱといい、以下「本制度Ⅱ」といい、本制度Ⅰと併せて「本制度」といいます。）の導入を決議しており、本日開催の第15回定時株主総会において、譲渡制限付株式の付与に係る現物出資財産として、既存の金銭報酬枠とは別枠で、対象監査等委員に対して「勤務継続型譲渡制限付株式」について年額10,000千円以内の金銭報酬債権を支給すること、交付される当社の普通株式の総数は「勤務継続型譲渡制限付株式」について年5千株以内とすること、および譲渡制限期間として「勤務継続型譲渡制限付株式」について交付日から当社の取締役、監査役、執行役員及び使用人のいずれの地位も喪失する日までとすることにつき、ご承認をいただいております。



あわせて、当社の執行役員（取締役兼務者を除く。以下同じ。）にも、当社の中長期的な企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、業績拡大へのコミットメントを強化し、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式を付与することといたしました。

その上で、今般、当社は、本日開催の取締役会の決議及び監査等委員である取締役の協議により、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名、監査等委員である取締役3名、当社の執行役員1名（以下、「割当対象者」といいます。）に対し、本制度の目的、当社の業績、各対象役員の職責の範囲その他諸般の事情を勘案し、金銭報酬債権合計27,993,600円を支給し、ひいては当社の普通株式38,400株（以下「本割当株式」といいます。）を発行することを決議いたしました。

3. 本制度の概要等

本制度は、割当対象者に対し、譲渡制限付株式を付与するために金銭報酬債権を支給し、この金銭報酬債権を出資財産として現物出資させることで、割当対象者に当社普通株式を交付し、かつ、交付した普通株式に一定期間の譲渡制限を付した上でこれを保有させるものです。その1株当たりの払込金額は、普通株式の交付に係る各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける割当対象者に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定いたします。

また、本制度に基づく当社の普通株式の交付に当たっては、当社と割当対象者との間で、概要、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結するものとし、その内容としては、①割当対象者は、一定期間、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分を禁止すること、②一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償で取得することなどが含まれることといたします。

4. 本割当契約の概要

本新株式発行において、当社と割当対象者との間で締結される本割当契約の概要は、以下のとおりです。

(1) 譲渡制限期間

2026年4月24日（払込期日）から当社の取締役、監査役、執行役員及び使用人のいずれの地位も喪失する日までの間、本割当株式について譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないものとします。

(2) 譲渡制限の解除

割当対象者が、譲渡制限期間の開始日以降5年間継続して当社の取締役及び執行役員その他一定の地位にあったことを条件として、すべての本割当株式について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除するものとします。

(3) 当社による無償取得

- ① 当社は、譲渡制限期間中の満了日までに割当対象者が禁錮以上の刑に処せられた場合等本割当契約に定める一定の事由に該当した場合、本割当株式の全部を無償で取得するものとします。
- ② 割当対象者が、本割当株式の交付日から5年間が経過する前に当社の取締役及び執行役員その他一定の地位からも退任した場合には、当社は、当社の取締役会の過半数の決議により以下のいずれかを実施することができるものとします。
 - (a) 無償取得の対象となる本割当株式の全部を無償で取得する。
 - (b) 割当対象者が退任した時点をもって、次の i の数から ii の数を引いた本割当株式の全部を無償で取得する。
 - i 本割当株式
 - ii 本払込期日を含む月から割当対象者が当社の取締役及び執行役員その他一定の地位からも退任した日を含む月までの月数を60で除した数（以下「在任期間比率」という。）に、本割当株式数を乗じた数（ただし、計算の結果1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるものとする。）



(4) 株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、当社が指定する証券会社に開設した譲渡制限付株式の専用口座において管理いたします。

(5) 組織再編等における取扱い

当社は、次の各号に掲げる事項に関し、次の各号に定める日（以下「組織再編等効力発生日」といいます。）が譲渡制限期間中に到来する場合には、取締役会の決議により、本払込期日から当該組織再編等の承認日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式につき、組織再編等効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除することとします。なお、当該譲渡制限の解除の直後の時点において譲渡制限が解除されていない本割当株式の全てを、当社は当然に無償で取得いたします。

- ① 当社が消滅会社となる合併契約 合併の効力発生日
- ② 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画 株式交換又は株式移転の効力発生日
- ③ 株式の併合 株式の併合の効力発生日
- ④ 当社の普通株式に会社法第108条第1項第7号の全部取得条項を付して行う当社の普通株式の全部の取得会社法第171条第1項第3号に規定する取得日
- ⑤ 当社の普通株式を対象とする株式売渡請求（会社法第179条第2項に定める株式売渡請求を意味します。）会社法第179条の2第1項第5号に規定する取得日
- ⑥ 日本国内のすべての金融商品取引所における当社の普通株式の上場の廃止（上記各号に該当する場合を除く）日本国内のすべての金融商品取引所における当社の普通株式の上場が廃止される日

5. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本新株発行は、本制度に基づき割当予定先に支給された金銭報酬債権を出資財産として行われるものであり、その払込金額は、恣意性を排除した価格とするため、当社取締役会決議日の直前営業日（2026年3月26日）の東京証券取引所における当社普通株式の終値である729円としております。これは、当社取締役会決議日直前の市場株価であり、直近の株価に依拠できないことを示す特段の事情のない状況においては、当社の企業価値を適切に反映した合理的なものであって、割当対象者にとって特に有利な価額には該当しないと考えております。

以上